

岡山大学図書館中央図書館電子化スタジオ利用要領

〔令和8年5月19日〕
館長裁定

第1 本要領は、岡山大学図書館中央図書館利用要項第2条第2項に基づき、岡山大学図書館中央図書館内の施設利用のうち、電子化スタジオの利用に関して必要な事項を定めるものとする。

第2 電子化スタジオは、研究データ等の作成を支援することで学術情報の公開推進に資することを目的とし、利用できる機器は別表のとおりとする。

第3 電子化スタジオを利用できる者は、次のとおりとする。

- 一 本学の教職員
- 二 本学の学生
- 三 その他、岡山大学図書館長（以下「館長」という。）が利用を認めた者

第4 電子化スタジオの利用を希望する者は、岡山大学図書館（以下「図書館」という。）がウェブサイト上に用意した利用申請フォームから申請しなければならない。

第5 電子化スタジオの利用を承認された者（以下「利用者」という。）は、申請内容等に変更があった場合は、図書館が指定する方法で変更申請しなければならない。

第6 電子化スタジオを利用できる日時は、次のとおりとする。

- 一 平日の中央図書館開館日の午前9時から12時、午後1時から4時45分
- 二 その他、館長が利用を認めた日

第7 利用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 利用する機器の保全に努めること。
- 二 著作権法その他法令により保護される第三者の権利を侵害しないこと。
- 三 図書館職員の指示に従うこと。
- 四 その他、館長が必要と認めたこと。

第8 電子化スタジオの利用に際し、次の行為は禁止とする。

- 一 電子化スタジオ内での飲食
- 二 火気、薬品類、危険物の持ち込み

- 三 申請内容以外の活動
- 四 他の利用者の妨げになること
- 五 その他、館長が不適切と判断したこと

第9 館長は、電子化スタジオの管理運営上必要と認めた場合、その利用を中止または変更することができるものとする

第10 施設利用に伴う人的・物的事故、および持ち込み品の盗難・破損・紛失について、図書館は一切の責任を負わない。利用者が故意又は重大な過失により、機器を滅失、破損、又は汚損したときは、利用者がその損害を賠償しなければならない。

第11 本要領に定めのない事項については、館長が判断し決定する。

附 則

この要領は、令和8年5月19日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

別表（第2関係）

機器	利用料金	利用条件
大型プリンター	A1 コート紙 1,500 円 A0 コート紙 3,000 円 A1 クロス紙 2,000 円 A0 クロス紙 4,000 円	・著作権法その他の法令により保護される第三者の権利を侵害しないものであること
ブックスキャナー	無料（利用者が作業する場合）	・著作権法その他法令により保護される第三者の権利を侵害しないものであること
マイクロフィルムスキャナー	無料（利用者が作業する場合）	
デジタルカメラ	無料（利用者が作業する場合）	